*おでかけみまもりシール交付事業とは

認知症などにより徘徊行動が見られる高齢者に対し、おでかけみまもりシール(どこシル伝言板®)を交付し、徘徊高齢者の衣服などに貼り付けたシールのQRコードを読み取ることにより、家族等へ瞬時に発見通知メールが届き、徘徊高齢者の早期発見、保護及び家族等への引き渡しに結びつけるものです。

このことにより徘徊高齢者を居宅で介護する家族等の精神的負担の軽減を図るものです。



*利用できる対象者は?

町内に住所を有し、併せて居宅で生活する高齢者であって、次のいずれかに該当する方が対象となります。

- (1)要介護認定で要支援・要介護に判定され、併せて徘徊行動がある方
- (2)医師により認知症と診断され、併せて徘徊行動がある方
- (3)上記に準じると町長が認める方

*おでかけみまもりシールを取得する方法は?

- (1)おでかけ見守りシール交付事業利用申請書を町に提出してください。
- (2)町で申請書を受理し、内容審査を行います。

《該当の方に交付》

《非該当の方に交付》

①却下通知書

- ①決定通知書
- ②登録シート
- ③耐洗ラベル 2 0 枚 (アイロン熱圧着)
- ④ 蓄光シール10枚を交付
- ※ラベル・シールが不足の方は**町に追加交付申請書を提出**してください。(追加分は有料です)
- (3)記入した登録シートを町に提出してください。
 - ※登録シートの記入にあたり、**担当ケアマネージャーなどと相談**してください。
- (4)対象者の衣服等に耐洗ラベル、杖などに蓄光シールを貼ってください。